

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成30年7月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成30年7月11日午後3時00分
閉 会	平成30年7月11日午後3時30分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 神 志 那 隆 教育部次長兼社会教育課長 : 杉 本 忠 史 教育部次長兼学校教育課長 : 吉 田 種 司 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 参 事 : 松 田 訓 一 教育研究センター所長 : 菅 原 庸 晴 こ だ も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 社会教育課長代理兼青少年対策室長兼こいの市民文化館長 : 石 田 俊 彦 公 民 館 長 : 松 井 勉 教育総務課長代理兼係長 : 上 田 麻 紀 教 育 総 務 課 主 事 : 井 川 秀 暢

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

### ・ 議案第1号 平成31年度使用高石市立小・中学校教科用図書採択について

学校教育課長	<p>これは、平成31年度に高石市の児童生徒が使用いたします教科書についてご採択をいただきたく、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号並びに教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項に基づき、平成31年度使用高石市立小・中学校教科用図書採択を行う必要がある。平成31年度使用教科用図書につきましては、小学校、特別の教科道徳並びに中学校、特別の教科道徳以外の教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項により、昨年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっている。</p> <p>また、大阪府教育委員会は、大阪府教科用図書選定審議会の方針に基づく平成31年度使用教科用図書採択事務について、基本事項を定めている。その基本事項の中で、小学校使用教科用図書については、平成26年度に採択された教科用図書の使用が4年目であり、本来は採択替えとなる年度であるが、基本事項の中で、次のように定めている。小学校の平成31年度使用教科用図書の採択については、道徳及び一般図書特別支援学校学級用のうち、平成31年度使用教科用図書採択替えのための新たな図書の検定申請が文部科学省に出されなかったことから、府教育委員会では、平成26年度に提出した小学校教科用図書選定資料を活用するこ</p>
--------	--

	<p>と、また、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度の調査研究の内容等を活用することができることとなっている。</p> <p>平成27年度より各小学校で使用している教科用図書に関して、不都合が生じている等の報告がないため、これまで4年間使用してきている教科用図書を採択することがふさわしいと考えている。</p> <p>そこで、お配りしている資料、平成31年度使用小学校教科用図書一覧と平成31年度使用中学校教科用図書一覧の表に記載されている教科用図書を採択することについてご承認いただきたく提案申し上げます。</p> <p>なお、中学校で使用する特別の教科道德の教科用図書については、8月定例会にて採択いただく予定となっているので、今回の一覧表には掲載していない。</p>
西村委員	<p>小学校では、4年間同じ教科用図書を使用して、今年は、本来採択替えであるが、新しい教科用図書も出ていないため、去年と同じ教科用図書を採択したらどうかということであるが、31年度に採択したものは、その後、4年間に渡りまた同じものを使うということになるのか。</p>
学校教育課長	<p>学習指導要領が改訂され、現在、検定作業中であり、来年、新たな小学校教科用図書の採択事務が発生しているため、今回、この小学校教科書については、31年度限りである。32年度については、31年度に教育委員会で採択いただいて、新たな指導要領に則る教科書を採択いただくという流れになる。</p>
西中委員	<p>1年間という短期間であるため、現場の混乱ということを考えたら継続することに異論がないが、期間は短い、現場から特に問題があるというような話はないか。</p>
学校教育課長	<p>昨年度、教育委員会で採択いただいた日本文教出版の教科書である。こちらは、分冊になっており、ノートが別冊についているということで、それを活用しながら、今現在、各小学校で道德の授業を展開しているところであるが、特に校長先生方や道德の担当の教員から不都合があるというような報告もないため、順調に授業が進んでいるものと考えている。</p>
採決	可決。

・報告第1号 高石市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

学校教育課長	<p>報告第1号、高石市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について提案理由を申し上げます。</p> <p>高石市いじめ防止対策推進委員会条例第3条第2項に基づき、適切にいじめ問題に対処する公平性、中立性を確保するといった観点で、専門的な知識及び経験を有する方を委員にすること、5ページの名簿のとおり5名の方にいじめ防止対策推進委員会委員の委嘱を日程の都合上、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、教育長専決で承認されたことを報告申し上げます。5名で全ての委員が再任となっている。委嘱日は平成30年7月1日、任期については委嘱された日から1年間で、平成31年6月30日までとなっている。</p>
佐野教育長	承認する。

・報告第2号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた平成30年度高石市一般会計補正予算案のうち、教育委員会に係る分について、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づ</p>
--------	--

	<p>き、異議がないものと教育長が臨時に代理したので、その旨報告するものである。</p> <p>まず、平成30年度高石市一般会計補正予算案のうち、教育委員会に係る分について説明する。7ページをご覧ください。</p> <p>歳出は、ブロック塀改修等工事費1,658万7,000円である。また、財源は全て一般財源である。このブロック塀改修工事費は、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊等を受け、幼稚園、小学校・中学校のブロック塀等の安全点検を実施する中で、早急に撤去等の安全対策を講じる必要があると判断した4施設6カ所について予算化を行ったものである。</p> <p>羽衣小学校、東羽衣小学校、清高小学校の3小学校、高石中学校の計4校において改修工事を実施する。改修箇所は、羽衣小学校がプールの北側のブロック塀と旧幼稚園の北側に位置するブロック塀の2カ所、東羽衣小学校は北側の正門の西側東側の2カ所、清高小学校は校庭に設置されているウサギ小屋、高石中学校はテニスコートに設置されている壁打ち用の壁計6カ所である。</p> <p>工事内容は、ブロック塀等の撤去や、撤去後のフェンス等の設置となっている。</p> <p>なお、今回の補正予算は専決により決定されたため、次期市議会において報告がされるものである。</p>
西中委員	<p>この補正予算で修理するブロック塀は、既存不適格なものであって、なおかつ安全面ということで今回予算を組むということか。</p> <p>また、通学路はブロック塀が結構多いが、これは教育委員会の管轄ではないが、これについては、どう考えたらいいのか。</p>
教育総務課長	<p>先の学校のブロック塀のことについてご答弁させていただく。</p> <p>こちらについては、設置当時は適正にされているものもあるが、年数経過の中で、現行の法令に高さで該当しないものが存在している。既存不適格という形で、現在、設置されているものについて緊急に対策を講じていくということで考えた工事である。</p>
学校教育課長	<p>通学路のブロック塀については、大阪府の教育委員会から各学校の通学路にあるブロック塀の危険性について調査をして報告するようということで通知があった。それに基づき、本市においては、各部も協力した上で、点検、ブロック塀の設置箇所と、その状況について確認をし、府の教育委員会に報告したところである。ただこれについては、ほとんどが民有地、民間のものであるため、なかなか全ての項目について調査することが不可能で、本市としては、ブロック塀のある箇所、確認できなかったものについては、不適格ということで府のほうに報告したものである。本市においては通学路を指定していないため、主に子供たちが通る道を各学校から提出された場所を調査した次第である。</p>
教育部長	<p>大阪府の教育委員会から調査が来たが、その調査の依頼が来る前から、6月18日に発生した地震の翌日に3中学校、7小学校の校長を集め、その中で、本市としても、やはり通学の中の道の点検は必要であるということで、通学に使用している主な道路についての点検を学校長に依頼をしていた。その依頼の期日より、この府の調査の締め切りのほうが早いので、やはり学校だけでは難しいということで、全庁的な応援をいただいて、急遽調査をして、大阪府の調査期日に間に合う形で報告を上げたという流れがあるので、本市としても、通学路の点検というのは、この地震を受けて行っていた。</p>
西中委員	<p>民有地等のブロック塀の改修というのは、なかなか公ではできないが、子供の通学路の安全性を考えたら、全く関係ないということでもな</p>

	いので、もし極端に危険なものがあれば、市として対応していく、あるいは自治会等で話し合ってお願いをするか、指摘していただけたらありがたいと思う。また、1,600万ほどの補正予算を組んで行うということであるが、これ以外はないか。これで完全に安全であるということが言えるのか、暫定的なものなのか。
教育総務課長	今後、対策が必要と考えているのが小学校で1校、中学校1校の2校で今後対応を考える必要がある箇所があり、該当箇所は、高南中学校と高陽小学校である。
西中委員	今後継続して補修等していくということになるのか。
教育部次長	まずは緊急性が高い部分を専決処分で4校させていただいている。残りの部分については予算をこれから要求していき、必要な部分については改修していきたいと考えている。
佐野教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	後援承認したものについて説明。
佐野教育長	承認する。

・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成30年6月20日から平成30年7月10日までの行事について説明。
佐野教育長	承認する。

・翌月度の主要行事について

各課長	平成30年7月11日から平成30年8月7日までの行事について説明。
佐野教育長	承認する。
佐野教育長	これで閉会とする。